

## 「水銀に関する水俣条約」の概要

### 採択までの経緯

- 2001年 国連環境計画（UNEP）が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2009年2月 第25回 UNEP 管理理事会（GC25）において、2010年に交渉を開始し、2013年までの条約採択を目指す旨合意。
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会（INC1）開催。その後2013年までに5回の INC を開催。
- 2013年1月 第5回政府間交渉委員会（INC5）において条約条文案に合意。名称を「水銀に関する水俣条約」とすることが決定。
- 2013年10月 「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。
  - －60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
  - －水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。外交会議期間中に92か国・地域が条約に署名。

### 発効に向けた状況

- 条約は50か国締結の90日後に発効。UNEP 事務局は、2013年10月の外交会議において、今後2～3年以内の条約発効を目指す旨発言。
- 外交会議決議において、条約発効までの暫定事務局を UNEP が務めること、条約発効までの間も条約の実施に関する様々な事項を検討するため INC を開催すること等を決定（次回 INC6 は、2014年11月3～7日、タイ・バンコクにて開催予定）。
- 2013年11月、米国が条約に署名・締結。2014年5月現在、署名97か国・地域、締結1か国。

## **条文の概要**

### **1. 前文**

- ・ 長距離移動性、残留性、生物蓄積性並びに人の健康及び環境への重大な悪影響のため、水銀が世界的に懸念のある物質であることを認識。
- ・ 特に開発途上国において、被害を受けやすい人々の水銀への曝露により生ずる健康上の懸念を認識。
- ・ 水銀の食物連鎖による蓄積等による北極の生態系及び原住民社会のぜい弱性に留意。
- ・ 環境と開発に関するリオ宣言の諸原則の再確認。
- ・ 水俣病の重要な教訓として、特に水銀汚染による健康及び環境への深刻な影響、水銀の適切な管理の確保及び同様の公害の再発防止の必要性の認識。

### **2. 目的（第1条）**

- ・ 水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

### **3. 水銀の供給源（第3条第3項等）**

- ・ 新規の鉱山からの水銀の一次採掘については、各締約国の条約発効後に禁止する。
- ・ 既存の鉱山からの水銀の一次採掘については、各締約国の条約発効から 15 年以内に禁止する。当該期間中に一次採掘から得られる水銀は、条約に基づく水銀添加製品の製造（4条）、製造工程（5条）に使用されるか又は適正に処分（11条）される。
- ・ 自国内の一定の量を超える水銀又は水銀化合物の在庫及び供給源を特定するように努める。また、クロルアルカリ設備の廃棄から生ずる余剰の水銀が条約に基づく処分がなされることを確保するための措置をとる。

### **4. 国際貿易（第3条第6項等）**

- ・ 水銀の輸出は、次の場合を除き許可してはならない。
  - 1) 書面による同意を提出した締約国に対して、①条約上許可された用途、又は②環境上適正な暫定的保管（10条）を目的として輸出する場合
  - 2) 書面による同意及び次に関する証明書を提出した非締約国に輸出する場合  
①条約上必要な措置等を講じていること、②条約上許可された用途又は環境上適正な暫定的保管にのみ用いられること
- ・ ただし、輸入同意意思をあらかじめ事務局に登録した輸入国への輸出は、当該同意意思に基づいて輸出することができる。
- ・ 非締約国からの水銀の輸入は、当該水銀が新規の一次採掘又は廃止されたクロルアルカリ施設以外の供給源によるものである旨の証明書が当該非締約国から提出される場合を除き、許可してはならない。
- ・ 締約国会議（COP）は、第1回会合において輸出入手続等に関する手引を提供する。

## 5. 水銀添加製品（第4条）

- ・附属書 A 第 I 部に規定する水銀添加製品について、2020 年以降の製造、輸出、輸入を許可しない（年限については、国によって必要な場合、要請により最大 10 年間まで延長可）。

（附属書 A 第 I 部の水銀添加製品の種類）※それぞれ適用除外等の詳細規定あり

電池、スイッチ及び継電器、蛍光灯、高圧水銀蒸気ランプ、化粧品、駆除剤・殺生物剤及び局所消毒剤、非電気式の計測器（気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計）

- ・附属書 A 第 II 部に規定する水銀添加製品（歯科用アマルガム）について排出抑制の措置をとる。
- ・その製造、輸出、輸入が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止する措置をとる。また、条約発効時に先だて知られていない水銀添加製品の製造及び商業上の流通を抑制する。
- ・COP は、条約発効後 5 年以内に附属書 A を再検討する。

## 6. 水銀を使用する製造工程（第5条）

- ・附属書 B 第 I 部に掲げる製造工程（クロルアルカリ製造及び水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造）における水銀又は水銀化合物の使用を、それぞれ 2025 年及び 2018 年以降許可しない（年限については、国によって必要な場合、要請により最大 10 年間まで延長可）。
- ・附属書 B 第 II 部に掲げる製造工程（塩化ビニルモノマー製造、ナトリウム又はカリウムのメチラート又はエチラート及び水銀を含む触媒を用いるポリウレタンの製造）における水銀又は水銀化合物の使用を削減するための措置を講ずる。
- ・COP は、条約発効後 5 年以内に附属書 B を再検討する。

## 7. 零細及び小規模の金の採掘（第7条）

- ・零細及び小規模の金の採掘（ASGM）及び加工が実施されている締約国は、水銀の使用や環境中への排出及び放出を削減し、実行可能な場合には廃絶するための措置をとる。
- ・締約国は、自国内における ASGM が軽微な量を超えたと認定する場合には、事務局にその旨通報した上で、条約発効後 3 年以内、あるいは事務局への通報後 3 年以内に国家行動計画を作成・実施するとともに、3 年ごとに再検討する。

## 8. 大気への排出（第8条）

- ・附属書 D の発生源の分類（石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備）を対象に、水銀及び水銀化合物の大気への排出を規制し、実行可能な場合には削減する。
- ・新規の発生源については、各締約国での条約発効後 5 年以内に、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用を義務付ける（BAT に適合する排出限度値を使用することも可）。

- ・既存の発生源については、各締約国での条約発効後 10 年以内に、①排出規制目標、②排出限度値、③BAT 及び BEP、④水銀の排出規制に相互に効果のある複数汚染物質規制戦略又は⑤代替的措置から 1 つ以上の措置を実施する。
- ・できる限り速やかに、遅くとも各締約国での条約発効後 5 年以内に、関係する排出発生源の目録を作成し、維持する。
- ・COP は、第 1 回会合において BAT 及び BEP に関する手引等を、また、できる限り速やかに排出目録の作成方法に関する手引等を、それぞれ採択する。

## 9. 土壌・水への放出（第 9 条）

- ・各締約国での条約発効後 3 年以内に、水銀及び水銀化合物の土壌及び水への放出について重大かつ人為的な放出の特定可能な発生源の分類を特定する。
- ・新規・既存の発生源ともに、各締約国での条約発効後 4 年以内に、①放出限度値、②BAT 及び BEP、③水銀の放出規制に相互に効果のある複数汚染物質規制戦略、④代替的措置から 1 つ以上の措置を実施する。
- ・できる限り速やかに、遅くとも各締約国での条約発効後 5 年以内に、関係する放出発生源の目録を作成し、維持する。
- ・COP は、できる限り速やかに BAT 及び BEP に関する手引及び放出目録の作成方法に関する手引を採択する。

## 10. 水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管（第 10 条）

- ・条約によって締約国に許可される用途のための水銀及び水銀化合物（水銀廃棄物に該当するものを除く）の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとる。
- ・COP は、バーゼル条約の関連指針等を考慮して、水銀及び水銀化合物の環境上適正な暫定的保管に関する指針を採択する。

## 11. 水銀廃棄物（第 11 条）

- ・バーゼル条約に基づく指針を考慮し、また COP が定める要件に基づいて、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理する。
- ・水銀廃棄物からの水銀回収、再生利用等は、条約上、締約国に許可される用途又は環境上適正な方法での管理に限って認められる。
- ・バーゼル条約の締約国については、本条約及びバーゼル条約に適合する環境上適正な処分を目的とする場合以外は、水銀廃棄物の越境輸送を禁止する。

## 12. 汚染された場所（第 12 条）

- ・汚染された場所を特定・評価するための適当な戦略を策定するよう努める。
- ・汚染された場所がもたらす危険を減少させるための措置は、危険性の評価を取り入れ、環境上適正な方法で行う。
- ・COP は、汚染された場所の管理に関する手引を採択する。

### 13. 資金、技術援助等（第 13・14 条）

- ・ 締約国は、その能力の範囲内で、条約実施のための資金（国家予算、国内財源、二国間及び多数国間基金、民間部門の関与を含む）を提供する。
- ・ 開発途上締約国及び移行経済締約国の条約に基づく義務の履行を支援するための資金供与を行うための制度（資金メカニズム）として、①GEF（地球環境基金）信託基金による資金メカニズム、②能力形成及び技術援助を支援する特定の国際的な計画、を位置づける。
- ・ 締約国は、その能力の範囲内で、開発途上締約国等が条約に基づく義務を履行することを援助するための能力形成及び技術援助を提供するために協力する。

### 14. 健康に関する側面、情報の交換、公衆のための情報・啓発・教育、研究・開発・監視（第 16 条～第 19 条）

- ・ 水銀及び水銀化合物の健康及び環境への影響や代替物質等に関する情報提供、健康や環境への影響等に関する教育、訓練及び啓発を促進する。
- ・ 水銀又は水銀化合物への曝露によって影響を受ける人々に対する予防、治療及び保護のための適当な保健サービスを促進することが奨励される。
- ・ 水銀及び水銀化合物に関する科学的・技術的・経済的・法律的情報、製造・使用・貿易・排出・放出の削減又は廃絶に関する情報、水銀添加製品や製造工程の実行可能な代替に関する情報等の交換を促進する。
- ・ 各締約国の事情及び能力を考慮して、大気排出等の目録策定、人や環境中の水銀及び水銀化合物の濃度に関する数理的モデル化や監視、水銀及び水銀化合物が人の健康や環境に与える影響の評価等の実施・改善について協力することに努める。

### 15. 実施計画（第 20 条）

- ・ 締約国は、条約の義務を履行するための実施計画を作成し、実施することができる。実施計画を策定した場合は、速やかに条約事務局に提出する。また、COP による手引等を参照して、実施計画を再検討し、更新することができる。
- ・ 複数の締約国は、条約の実施を促進するため地域の実施計画を協力して作成することができる。

### 16. 報告（第 21 条）

- ・ 締約国は、条約の実施のためにとった措置及びその効果等について、事務局を通じて COP に報告する（報告の時期及び様式は第 1 回会合において決定）。

### 17. その他（条約の評価、発効）

- ・ COP は、条約発効後 6 年以内、及びその後は COP が定める間隔で定期的に、条約の有効性を評価する。（第 22 条）
- ・ 条約は 50 カ国が批准等してから 90 日後に発効する。（第 31 条）